

令和8年5月1日  
伊達市高齢福祉課

## 介護保険サービス提供時における事故報告の取扱いについて

介護サービスの提供により事故が発生した場合速やかにサービス提供事業者から伊達市に対して行う事故報告については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス  
伊達市内に所在する指定介護保険サービス事業者（以下、「事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。
- 2 報告の範囲  
事業者が市に報告する事故は、次の内容とする。
  - (1) サービス提供中に利用者が死亡又は負傷した場合
    - ① 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。
    - ② 「死亡」とは、事故死亡をさし、病気死亡は含まない。
    - ③ 「負傷」とは、医師（施設の勤務医、配置医を含む。）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった場合
  - (2) 誤薬が発生した場合  
「誤薬」とは、誤った種類や数の薬を与薬した場合、与薬対象者を誤った場合、与薬もれが発生した場合（与薬対象者を誤った場合に発生した与薬もれも含む）等を対象とする。
  - (3) 火災が発生した場合
  - (4) 地震、津波、台風等の天災による被害があった場合
  - (5) 利用者の所在不明（警察等外部に協力を求めた場合）
  - (6) 利用者間又は職員による暴行等があった場合
  - (7) 感染症又は食中毒が発生した場合（「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省健康局長等通知。令和5年4月28日一部改正。）に基づき報告が必要な場合）
  - (8) 職員の法令違反、不祥事等のうち、利用者からの預かり金の横領、個人情報漏洩（疑いを含む）など、利用者の処遇に影響があるもの。
  - (9) その他、伊達市が報告を必要と判断する場合

### 3 報告の書式

報告書の様式は、別紙「事故報告書」とする。

### 4 報告の手順

報告の手順は次のとおりとする。

- (1) 事業者は、事故等が発生した場合、事故報告書の1から6の項目について可能な限り記載し、速やかに、遅くとも5日以内に第1報を報告するものとする。ただし、死亡事故等、利用者の身体・財産等に重大な影響があり、かつ重大性又は緊急性が高いものについては、直ちに「5報告先」に電話にて第1報を報告する。
- (2) 事業者は、事故の原因分析や再発防止策等を検討し、第1報の事故報告書提出後1か月以内に事故報告書の7及び8の項目を記載して最終報告を行うものとする。
- (3) 報告は、原則、電子メール等の電磁的方法により行うものとする。

### 5 報告先

高齢福祉課 介護保険係

〒960-0692

伊達市保原町字舟橋 180 番地

電 話 024-575-1299

E-mail [kourei@city.fukushima-date.lg.jp](mailto:kourei@city.fukushima-date.lg.jp)